

令和7年9月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第60号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について	1
議案第61号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	2
議案第62号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について	4
議案第63号 亀山市公共下水道条例の一部改正について	5
議案第64号 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	7

件名	亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会 事務局
----	---	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、これに準じて亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成等に係る公費の支払の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払の限度額を引き上げます。

＜第2条及び第6条関係＞

	改正後	現行
選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価	8円38銭	7円73銭

(2) 選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払の限度額を引き上げます。

＜第5条関係＞

	改正後	現行
選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価	(586円88銭 ×掲示場の数+ 316, 250円) ÷掲示場の数	(541円31銭 ×掲示場の数+ 316, 250円) ÷掲示場の数

3 その他

施行日は、公布の日とし、施行日以後に選挙期日（投票日）を告示される選挙について適用します。

件名	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	総務財政部 総務課 医療センター地域医療部 病院総務課
----	---------------------------------	--------------------------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

国家公務員について仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について整理されたこと及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」といいます。）の一部が改正され部分休業の取得パターンの多様化が図られたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

《第1条による改正》

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年亀山市条例第31号）について、次のとおり改正します。

- (1) 妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対し、仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「制度等」といいます。）の周知及び制度等の請求等の意向を確認するための措置を講ずることとします。

＜新第18条の2関係＞

- (2) その他規定の整理を行います。 ＜第16条及び第18条の3関係＞

《第2条による改正》

亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）について、次のとおり改正します。

- (1) 部分休業[※]をすることができる非常勤職員の条件から、勤務日ごとの勤務時間を削ります。 ＜第21条関係＞

※当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいいます。

- (2) 現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」の部分休業について、勤務時間の始め又は終わりに限り承認を可能とする取扱いを廃止します。

＜第22条関係＞

- (3) 法第19条に新たに加えられた「1年につき条例で定める時間を超えない範囲内」の部分休業について、その承認は、1時間単位で行うもの

とします。 <新第22条の2関係>

(4) 法第19条第2項に規定する条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。 <新第22条の3関係>

(5) 法第19条第2項に規定する条例で定める時間は、(4)の期間につき、次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる時間とします。

ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分

イ 非常勤職員 1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

<新第22条の4関係>

(6) 法第19条第3項に規定する部分休業の申出をした職員が申出内容の変更をすることができる特別の事情を定めます。

<新第22条の5関係>

(7) 部分休業の承認の取消事由について、(6)による変更を行ったときに改めます。 <第24条関係>

(8) その他規定の整理を行います。 <第3条及び第23条関係>

《第3条による改正》

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年亀山市条例第37号）について、部分休業の取得パターンの多様化に伴う規定の整理を行います。 <第19条関係>

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。

(2) この条例の施行日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の亀山市職員の育児休業等に関する条例第22条の4に規定する第2号部分休業の適用については、第2号部分休業の請求できる時間の上限を次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる時間とします。

ア 非常勤職員以外の職員 38時間45分

イ 非常勤職員 1日当たりの勤務時間数に5を乗じて得た時間

件名	亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例	上下水道部 上水道課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>令和6年1月の能登半島地震において生じた指定給水装置工事事業者の不足による給水設備等の復旧遅延を踏まえ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として、災害その他非常の場合には、市長が他の市町村長若しくは水道事業管理者（以下「他の市町村長等」といいます。）又は他の市町村長等が指定した者に給水装置工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長等又は他の市町村長等が指定した者が当該工事を行うことを可能とし、早期の復旧に対応できる給水装置工事事業者を確保する必要があることが国から示されました。</p> <p>これに伴い、本条例に規定する給水装置工事の施行においても同様の取扱いとするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>災害その他非常の場合において、他の市町村長等又は他の市町村長等が指定した者であっても給水装置工事を行うことができることとします。</p> <p style="text-align: right;">＜第6条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例	上下水道部下水道課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>令和6年1月の能登半島地震において生じた指定工事店の不足による排水設備等の復旧遅延を踏まえ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として、災害その他非常の場合には、市長が他の市町村長又は公共下水道事業管理者（以下「他の市町村長等」といいます。）の指定工事店に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長等の指定を受けた者が当該工事を行うことを可能とし、早期の復旧に対応できる指定工事店を確保する必要があることが国から示されました。</p> <p>これに伴い、本条例に規定する排水設備等の新設等の工事の施行においても同様の取扱いとするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>一方、地方公営企業は独立採算制が原則ですが、亀山市下水道事業会計においては、一般会計からの繰入金で不足分を補っており、国の使用料水準（1m³当たり150円）を下回る現行の使用料体系では繰入金が年々増加する見込みです。このことから、公共下水道使用料の見直しが必要と判断したため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた者であっても排水設備等の新設等の工事を行うことができることとします。</p> <p style="text-align: right;">＜第8条関係＞</p> <p>（2）基本使用料金及び従量使用料金を次の表のように見直すとともに、使用料算定時の端数処理を行わないこととします。</p> <p style="text-align: right;">＜第25条及び別表第3関係＞</p>		

基本使用料金	改正後（5 m ³ まで）	改正前（10 m ³ まで）
	1,100円	990円

従量使用料金 1 m ³ につき	汚水の量	改正後	改正前
		6 m ³ ～10 m ³	22円
	11 m ³ ～20 m ³	165円	148円
	21 m ³ ～30 m ³	187円	165円
	31 m ³ ～50 m ³	214円	187円
	51 m ³ ～100 m ³	247円	214円
	101 m ³ ～500 m ³	286円	247円
	501 m ³ ～	324円	280円

3 その他

- (1) 施行日は、令和8年4月1日とします。ただし、第8条の改正規定は公布の日から施行します。
- (2) 施行日前から継続して公共下水道を使用している場合の令和8年4月分の下水道使用料については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

件名	亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	上下水道部下水道課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>農業集落排水事業の処理場14施設のうち、田村地区浄化センターにより汚水を処理する区域（以下「田村地区」といいます。）を令和9年度から公共下水道区域とすることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>一方、公共下水道と農業集落排水処理施設の使用料が異なることに対し、公平性の観点から農業集落排水処理施設使用料の見直しが必要と判断したため、所要の改正を行うものです。</p> <p>さらに、亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号。以下「下水道条例」といいます。）において、災害その他非常の場合には、市長が他の市町村長又は公共下水道事業管理者（以下「他の市町村長等」といいます。）の指定工事店に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長等の指定を受けた者が当該工事を行うことを可能とすることに伴い、本条例に規定する排水設備等の新設等の工事の施行においても下水道条例と同様の取扱いとするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 田村地区を公共下水道区域とすることに伴う田村地区浄化センターの廃止のため、処理施設の設置及び施設の新規使用に関する規定から同処理場に関する事項を削除します。 <別表第1及び別表第3関係></p> <p>(2) 使用料体系を公共下水道と同一のものとするため、使用料に関する規定を見直します。 <第2条、第11条、第12条及び別表第2関係></p> <p>(3) 災害その他非常の場合において、他の市町村長又は農業集落排水事業管理者の指定を受けた者であっても排水設備等の新設等の工事を行うことができることとします。 <第8条関係></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、令和9年4月1日とします。ただし、第8条の改正規定は公</p>		

布の日から施行します。

(2) 汚水の量の算定期間が施行日前後にまたがる期間（以下「対象期間」といいます。）の使用量は、汚水の量が対象期間の各日に均等であったものとみなし、施行日から施行日以後最初の使用水量の測定の日までの日数で日割り計算することにより算定し、この場合における基本使用料金は、施行日に使用を開始したとみなして算定する特例措置を設けます。